

告 示

埼玉県告示第二百四十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―十九―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県ふじみ野市駒林字北伊佐島千百四番一、千百六番一

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千三百五立方メートル